

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

令和元年度の地方消費税(社会保障財源化分)の予算額及び充当予定先は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)	42,559千円
【歳出】 地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	824,694千円

(単位：千円)

区分		令和元年度 予 算 額 A	うち人件費 B	社会保障 施 策 費 A - B	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	都支出金	その他		地方消費税交付金(社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	532,970	52,463	480,507	59,247	78,944	121,335	220,981	11,404
	老人福祉費	470,721	0	470,721	2,580	76,401	3,338	388,402	20,044
	児童福祉費	372,232	29,360	342,872	90,061	93,487	15,194	144,130	7,438
衛生費	保健衛生費	148,339	49,168	99,171	130	16,366	11,494	71,181	3,673
合 計		1,524,262	130,991	1,393,271	152,018	265,198	151,361	824,694	42,559

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分